

### 生活相談員配置等加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規                      2 変更                      3 終了
事業所等の区分	1 通所介護事業所 2 地域密着型通所介護事業所 3 (介護予防)短期入所生活介護事業所

生活相談員配置等加算に係る届出内容		有 ・ 無
通所介護	共生型通所介護費を算定している。	・
	生活相談員を、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	・
	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	・
地域密着型通所介護	共生型地域密着型通所介護費を算定している。	・
	生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	・
	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	・
(介護予防)短期入所生活介護	共生型短期入所生活介護費を算定している。	・
	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	・
	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	・

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。